5　ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

8　通勤者生活支援加算　18単位

注　指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行う外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8まで（1の2及び1の3を除く。10の(1)において同じ。）により算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

(2)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8まで（1の6を除く。10の(2)において同じ。）により算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(2)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

○厚生労働省告示第百四十三号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、並びに地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第百二十四号）及び障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）の施行に伴い、並びに地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定め、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第六条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十条第1項又は第二十四条第1項の申請を行った者（以下「申請者」という。）に係る第五の規定による改正後の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）の規定の適用については、同告示の規定中「障害支援区分」とあるのは「障害程度区分」と、第六の規定による改正後の厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号）の規定の適用については、同告示の規定中「及び障害支援区分」とあるのは「及び障害程度区分」と、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第3号」とあるのは「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）による改正前の障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）第2条第2号」と、「同条第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同条第5号」とあるのは「同条第4号」と、「同条第6号」とあるのは「同条第5号」と、「同条第7号」とあるのは「同条第6号」と、第七の規定による改正後の厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の規定の適用については、同告示の規定中「障害支援区分」とあるのは「障害程度区分」とし、申請者であって第七の規定による改正前の厚生労働大臣が定める基準第十一号又は第二十四号の基準に該当するものは、第七の規定による改正後の厚生労働大臣が定める基準第四号、第十二号又は第二十五号に該当するものとみなす。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

第一　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三号）の一部を次のように改正する。

第1項第1号中「障害児入所施設」を「福祉型障害児入所施設」に改め、同項第十六号中「、共同生活介護」を削り、第二項第二号中「障害児入所施設」を「福祉型障害児入所施設」に改める。

第二　精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成十年厚生省告示第十号）の一部を次のように改正する。

第四号中「障害児入所施設」を「福祉型障害児入所施設」に改める。

第十四号中「、共同生活介護」を削る。

第三　次に掲げる告示の規定中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十二号）第二条第二号

二　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号）第一条第三号イ

第四　障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一の二の3中「及びケアホーム（共同生活介護を行う住居をいう。以下同じ。）」を削る。

第二の一中「ケアホーム」を削り、「ケアホーム等」を「グループホーム等」に改める。